

神戸市中央卸売市場本場再出発支援資金利子補給に係る補助金等交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日 産業振興局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市中小企業融資制度要綱に定める中央卸売市場本場再出発支援資金の利子に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央卸売市場本場再出発支援資金（以下、「再出発支援資金」という。） 中央卸売市場本場再整備事業に伴い、店舗・加工場等を移転し新施設で業務を継続する中小企業者を対象として、神戸市中小企業融資制度要綱に定められた中央卸売市場本場再出発支援資金をいう。
- (2) 利子補給金の対象となる利子 前号に規定する資金について金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づいて支払った利子（延滞利子を除く。）をいう。

(対象者)

第 3 条 補助事業等の対象となる者は、市長が発行する融資対象者確認書の交付を受け、前条に規定する再出発支援資金を借り入れた中小企業者とする。

(対象経費)

第 4 条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が利子補給金の算定期間内に支払った利子（延滞利子を除く。）に要する経費とする。

2 利子補給金の算定期間は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで（初年度は融資を受けた日から直近年度の 10 月 31 日までの期間）とする。

(補助金等の額)

第 5 条 補助金等の額は、予算の範囲内で、当該利子のうち融資利率から 1.0% を引いた利率に相当する額を限度とする。

(対象期間)

第 6 条 補助事業等の対象期間は、借入日から起算して 7 年を経過するまでの間とする。

(交付申請)

第 7 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施しようとする年度の 12 月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 金融機関が発行する融資状況の確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(償還状況の報告)

第 8 条 市長は、金融機関に対し、各算定期間ごとに対象者から支払いを受けた利子額（延

滞利子を除く。)について再出発支援資金利子補給金に係る償還状況報告書(様式第7号)の提出を求め、金融機関は別に定める日までに市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときに、補助金等交付請求書(様式第4号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第5号)により補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(変更の届出)

第12条 補助金等の交付を受けている者又は交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく再出発支援資金利子補給金交付申請内容変更届(様式第8号)によりその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更した場合(様式第8号)

(2) 振込先口座・口座名義人を変更した場合(様式第8号-2)

(3) 交付決定した者が死亡した場合(様式第8号-3)

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 中央卸売市場本場再出発支援資金利子補給金交付要綱(平成20年10月29日施行)は廃止する。